

光が丘第三小学校跡施設の借受候補事業者が決定しました

光が丘第三小学校跡施設については、本年1月に策定した「学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画」において、民間事業者による利用を図ることとし、施設を借り受ける事業者を募集しました。

事業者から利用について提案を募る方式で、本年3月から募集を開始し、6月末で応募を締め切った後、有識者を加えた事業者の選定委員会において、厳正な審査が行われました。その結果、(株)アオインターナショナルエデュケイショナルシステムズが最優秀提案事業者として選定されました。

区では選定委員会の結果を受け、この団体を借受候補事業者として決定しました。

【光が丘第三小学校跡施設の利用概要】

- 幼稚園から中学校までの男女共学のインターナショナルスクールを開設
- 校舎やグラウンド等を現行の状態（増・改築は行わない）で、学校運営を行う

事業者説明会を開催します

光が丘第三小学校跡施設の活用について、説明会を開催します。

- 日時：第1回 平成22年9月23日(木)【祝日】午前10時～
第2回 平成22年9月26日(日) 午前10時～

※第1回、第2回、ともに同じ内容を予定しています。

- 場所：光が丘区民ホール(光が丘区民センター3階)
- 内容：借受候補事業者である(株)アオインターナショナルエデュケイショナルシステムズから、跡施設の利用概要説明
- 申込み：当日会場受付となります。
説明会についてのお問合せ先：企画部企画課(下欄をご覧ください)

お問い合わせ

● 学校跡施設活用に関するお問い合わせ

練馬区企画部 企画課

TEL：03-5984-2448(直通) FAX：03-3993-1195

担当 田中・屋澤

ホームページ：区役所ホームページのトップページから、【区政情報】

→【検討中の主な条例・計画など】→【「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴う学校跡施設の活用】をご覧ください。

● 都市計画の見直しに関するお問い合わせ

練馬区環境まちづくり事業本部 都市整備部まちづくり推進調整課

TEL：03-5984-4758(直通) FAX：03-5984-1226

担当 佐野・福田・葭井(ヨシ)

ホームページ：区役所ホームページのトップページから、【区政情報】

→【まちづくり・都市計画】→【各地域ごとのまちづくり】
→【光が丘地区のまちづくり】をご覧ください。

光が丘地区まちのかわら版

～光が丘地区の活性化に向けて～

平成22年9月



発行：練馬区環境まちづくり事業本部
都市整備部まちづくり推進調整課

区内の管理組合と個別懇談会を行っています

区では、学校跡施設活用を契機とした光が丘地区の都市計画の見直しを進めており、現行の都市計画「一団地の住宅施設」を廃止し、新たな都市計画「地区計画」への移行を検討しています。

この都市計画の見直しにあたっては、「都市計画見直しについての全体懇談会」(2月、3月)の開催や「光が丘地区まちのかわら版」(2月、5月発行)を全戸配布するなど、地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいりました。

5月以降は、区内の権利者である分譲住宅の管理組合の総会や理事会に出席し、地区計画への移行についてご意見を伺っているところです。



個別懇談会でのご意見の一部をご紹介します

- 地区計画へ移行した場合でも現在の公園や緑を保全してほしい。
- 「一団地の住宅施設」を廃止したとき、現在の住環境が維持・保全できるのか不安である。
- 将来の高齢化に備え、もっと高齢者対応施設を造ってほしい。
- 住棟などで、今後、使わなくなるスペースが出てくる。将来、高齢者が集える喫茶室や福祉施設への活用が検討できるようになるので、柔軟な対応ができるようにしてほしい。
- 商業施設が団地の中心にしかなく、今後、年をとったときにとっても不便。学校跡施設は、商業施設を持ってこるなど、思い切った施設活用をしてほしい。
- 今後も区と意見交換をしていきたい。



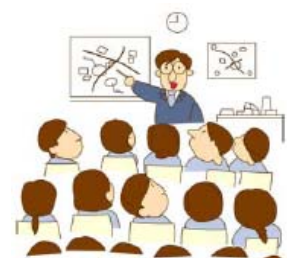
今後も引き続き、懇談会や説明会を開催し、地域にお住まいの皆様のご意見を伺いながら、地区計画への移行に向けた取組みを進めていきます。

「地区計画についての全体懇談会」を開催します

- 日時：第1回：平成22年10月25日(月)午後7時～
第2回：平成22年10月31日(日)午前10時～

※第1回、第2回、ともに同じ内容を予定しています。

- 場所：光が丘区民ホール(光が丘区民センター3階)
- 内容：地区計画(たたき台)の説明



光が丘地区の地区計画（建築物の用途制限）について

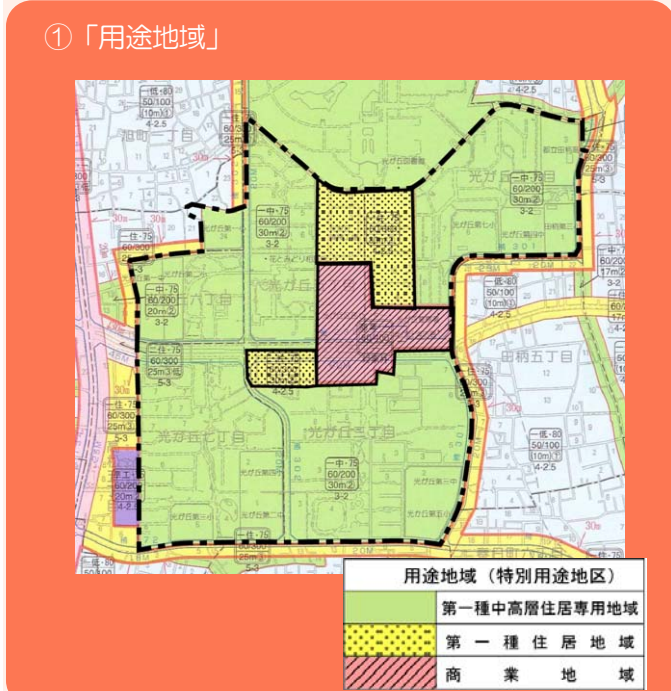
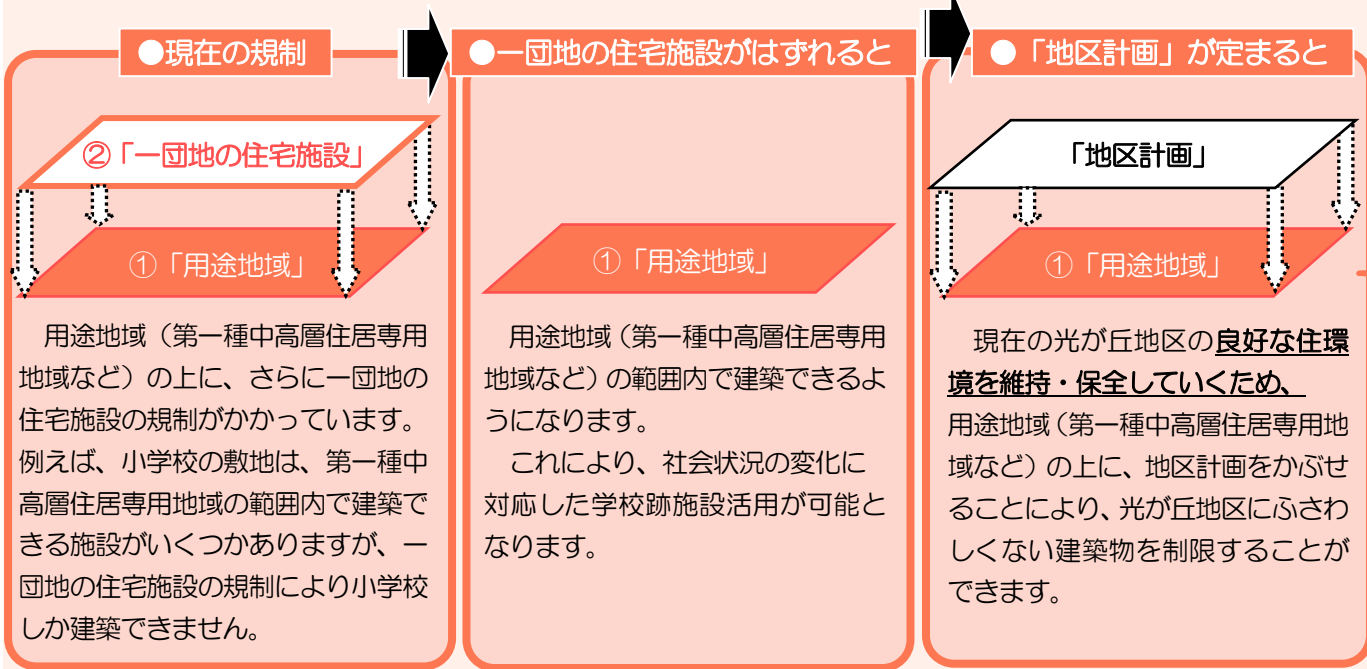
光が丘地区は、都市計画の一つの手法である「一団地の住宅施設」に基づいて建設されたまちです。しかし、この「一団地の住宅施設」のままでは、小学校跡施設は、小学校以外の活用ができないこととなります。そこで、「一団地の住宅施設」を廃止し、新たな都市計画である「地区計画」を定めます。

「地区計画」では、社会状況の変化に対応した施設活用が可能となるとともに、現在の良好な住環境を維持・保全していきます。

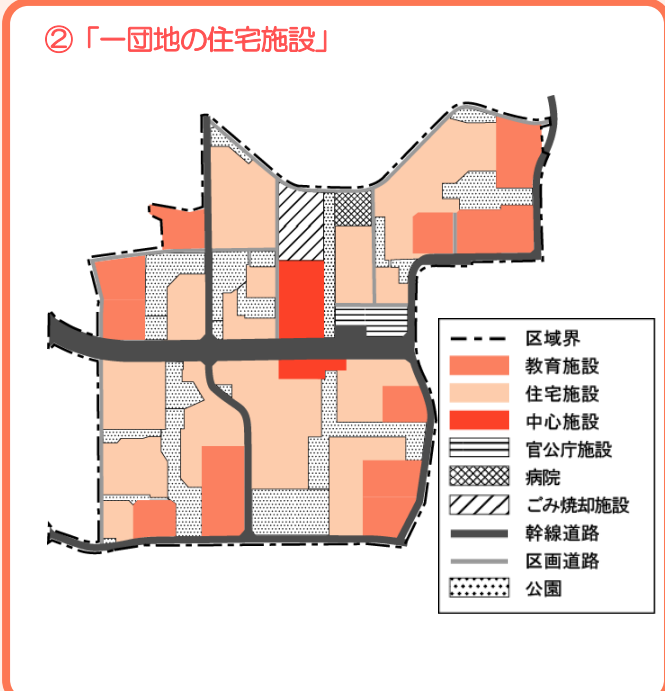
■都市計画の見直しのイメージ（建築物の用途制限について）

「一団地の住宅施設」から「地区計画」へ移行するにあたっての主な変更点は、「建築物の用途制限」に関することです。

現在の「一団地の住宅施設」から「地区計画」へ移行した場合の「建築物の用途制限」のイメージは、次のとおりです。



※用途地域は、練馬区全域に指定されており、各用途地域ごとに建築物の用途制限があります。



※一団地の住宅施設では、施設の数や位置が定められており、原則として、定められた施設以外は建築することができません。

■地区計画における各用途地域の建築物の用途制限（案）

●**第一種中高層住居専用地域**では共同住宅、学校、保育所、診療所、デイサービス等、飲食店・物品販売店（2階以下で床面積500㎡まで）、神社、公衆浴場などが建築できますが・・・

光が丘地区では、良好な住環境を維持・保全するために、下記の建築物を制限します

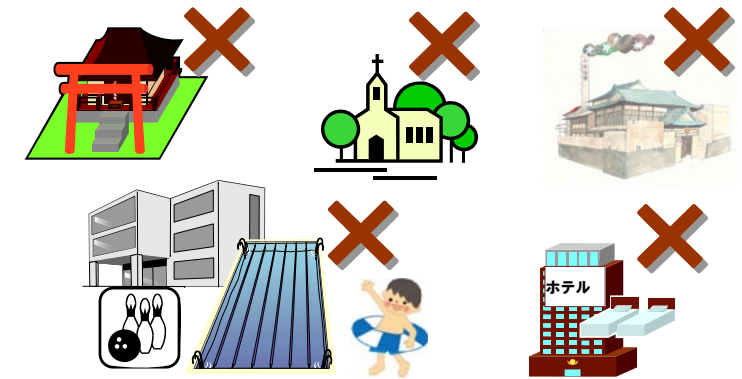
- 神社、寺院、教会等
- 公衆浴場



●**第一種住居地域**では第一種中高層住居専用地域で建築できる施設のほか、ボーリング場・スケート場・ホテル・旅館・事務所・飲食店・物品販売店（床面積3,000㎡まで）などが建築できますが・・・

光が丘地区では、良好な住環境を維持・保全するために、下記の建築物を制限します

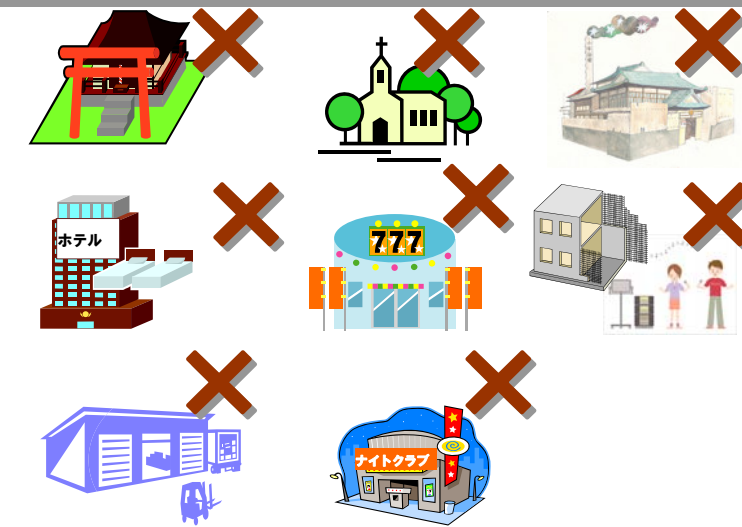
- 神社、寺院、教会等
- 公衆浴場
- ボーリング場、スケート場、水泳場等
- ホテル、旅館
- 自動車教習所等



●**商業地域**では第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域で建築できる施設のほか、事務所・飲食店・物品販売店、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス、風営法に定める施設などが建築できますが・・・

光が丘地区では、良好な住環境を維持・保全するために、下記の建築物を制限します

- 寺院、教会等
- 公衆浴場
- ホテル、旅館
- 自動車教習所等
- マージャン屋、パチンコ屋（但し、既存のパチンコ店は除きます）、射的場等
- カラオケボックス、営業倉庫等
- 風営法に定める施設（キャバレー、ナイトクラブ等）



■一団地の住宅施設を廃止し、地区計画へ移行すると・・・

地区計画で定めた用途制限の範囲内で、柔軟に施設転用することが可能となります。たとえば、団地内の空き室や不要となった機械室を改装して、デイサービス等の福祉施設や地域のみなさんが集える喫茶室などに転用することもできるようになります。※団地形態である光が丘地区では、団地ごとの権利者の同意を得る必要があります。